

「消費者の日記念集会」を実施しました!

毎年5月は「消費者月間」、5月30日は「消費者の日」です。  
愛媛県では、より多くの皆様に「消費者月間」や「消費者の日」を知っていただくため、5月28日(土)に松前町のエミフルMASAKIで「消費者の日記念集会」を開催しました。

ベスト消費者サポーター章

消費者支援活動に顕著な功績のあった個人や団体等に贈られる「ベスト消費者サポーター章」が消費者庁から愛媛県消費生活センター相談員の山本陽子さん、松山消費者四つ葉グループの皆さんに授与されました。



消費者クイズ、悪質商法寸劇

消費者がトラブルに巻き込まれないために役立つ知識を、楽しみながら学べるクイズや悪質商法をテーマにした寸劇を実施しました。



弁護士トークショー

弁護士による、消費者啓発を目的としたトークショーを実施しました。



キャラクター撮影会

こまどりのPiPi(ピピ)やみきちゃんなどと記念撮影をしました。

消費生活川柳募集中!! ~ご応募お待ちしております!!~

県消費生活センターでは、消費者問題への関心を寄せていただくため、消費生活に関する川柳を募集しています。  
はがき・FAX・メールなどに、「作品」「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上ご応募ください。  
優秀作は、次回の「えひめの暮らし」誌面にてご紹介します。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町450番地  
愛媛県消費生活センター  
FAX:089-946-5539  
E-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp



※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。

過去の優秀作品(抜粋)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">知能犯 並みの相手じゃ 騙される</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">だまされん うまいはなしは うらがある</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">相手より 断る話術の 母が勝ち</p>
--	---	---

この他の作品についてはホームページでご紹介しています。ぜひご覧ください。

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00  
水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

**089-925-3700**

消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

いやや!  
**188**

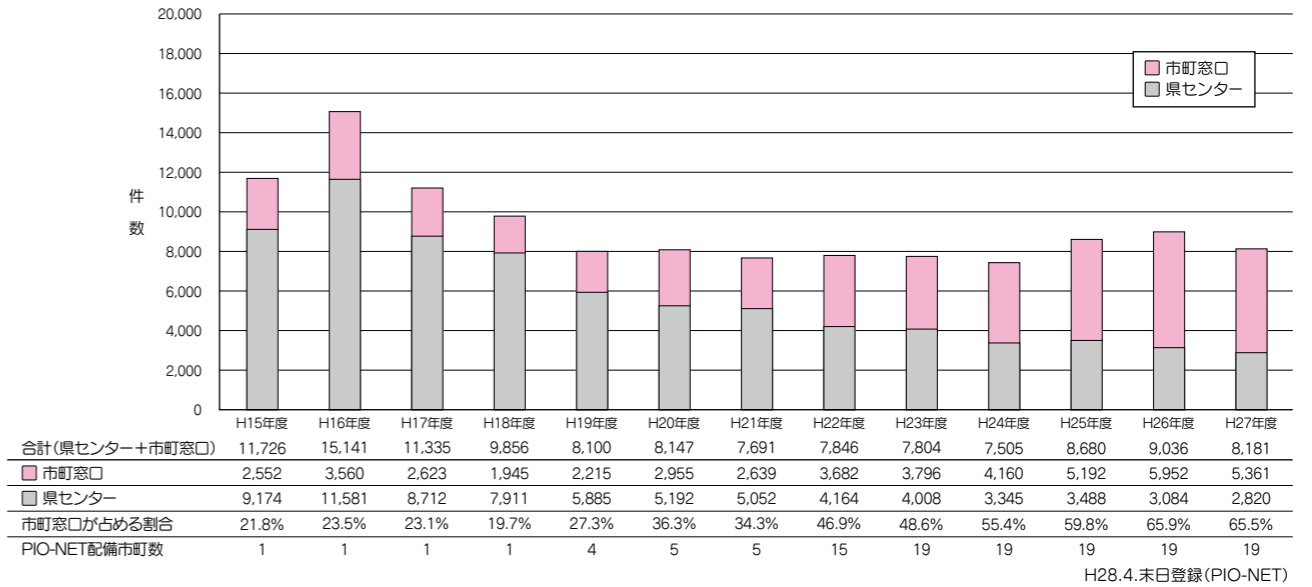


発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター  
〒791-8014 松山市山越町450番地  
TEL:089-926-2603

平成27年度の消費生活相談状況がまとまりました!

1. 相談件数の年度別推移



PIO-NET(※)に登録された県全体の相談件数は、平成16年度をピーク(15,141件)として減少傾向にあり、平成19年度から24年度までは横ばい状況でしたが、平成25年度から増加に転じていました。平成27年度は8,181件となり、前年度と比較すると855件の減少(9.5%減)となっています。

内訳は、県センター2,820件(34.5%)、市町窓口5,361件(65.5%)であり、住民に身近な市町窓口の整備拡充に伴い、市町への相談割合が増加しています。

※PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)

2. 相談の特徴

- ① 年代別相談件数では、70歳以上が1,844件(22.5%)と最多で、60歳以上の方からの相談が4割弱。
- ② 内容別ではインターネットを通じて得られる情報が1,251件(15.3%)と最多。第2位は、インターネット通信サービス(プロバイダ契約)の506件(6.2%)で、前年第4位から急増。
- ③ 形態別では、通信販売の相談件数が2,316件(28.3%)で最多。インターネット通販が主要因。

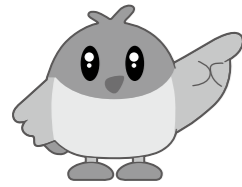
3. インターネットに関する相談

- 架空請求 509件  
手段がハガキから電子メールや携帯電話のショートメールに
  - ワンクリック請求 522件
  - 接触するきっかけSNSを悪用
  - マルチ商法の取扱い商品にアフィリエイト※が復活
  - 金銭の詐取方法に電子マネーの悪用
- ※個人のブログなどに広告を載せて報酬をもらう方法



「平成27年度消費生活相談状況」の詳細については、県消費生活センターホームページに掲載しています。

愛媛県消費生活センター



## 平成28年度 消費生活講座 ～県と愛媛大学との連携講座～ 受講生募集



消費生活を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、商品・役務・金融などの消費をめぐる社会問題が山積しており、消費者トラブルは、複雑・多様化しています。

そこで県では、自ら情報を集め、選択し、行動できる「自立した消費者」を育成するため、消費生活に必要な法律、経済等の知識を専門的・体系的に習得する講座を、愛媛大学と連携し、法文学部の後期授業の一部として実施します。

この講座は、**一般県民が聴講生として、大学生と共に受講いただく講座で、それぞれ専門分野の講師が講義するものです。**この機会に消費者力の向上を図ってみませんか？

	開催日	講義テーマ		開催日	講義テーマ
1	H28.10.5	消費生活と法律	9	H28.12.7	食品ロス・廃棄問題
2	H28.10.12	特殊詐欺	10	H28.12.14	食の安全
3	H28.10.19	消費生活相談の実態	11	H28.12.21	製品事故
4	H28.10.26	消費者取引の法律(1) 消費者契約法	12	H29.1.11	不動産トラブル
5	H28.11.2	消費者取引の法律(2) 特定商取引法	13	H29.1.18	消費者トラブル
6	H28.11.9	消費生活と国際法	14	H29.1.25	消費者取引の法律(3) 消費者契約法、裁判特例法
7	H28.11.16	消費者契約と不当条項	15	H29.2.1	消費者教育
8	H28.11.30	消費者保護と刑法	注：講義内容については、変更する場合があります。		

**時 間** 原則毎週水曜日 10:20～11:50(第2時限目)

**場 所** 松山市文京町3番 愛媛大学 法文学部 大講義室(総合教育棟1の4階)

**参加対象** 消費者問題に関心のある方で、おおむね10回以上受講可能な方(定員:50名程度)

**受講料** 無料

**お申込み方法**

受講ご希望のかたは、愛媛県のホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上 FAX または 電話、E-mail にて住所、氏名、年齢、性別、電話番号を下記までお知らせください。

**受付期間** H28.9.23(金)まで

**お申込み先** 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課消費者行政グループ

TEL:089-912-2336 FAX:089-912-2299

E-mail:kenminseikatsu@pref.ehime.jp

## 夏だ!わくわく!! 体験テスト教室

平成28年8月18日(木)・24日(水)開催

### ●食べ物の色をしらべてみよう!

#### 合成着色料か天然着色料か調べよう!

ビーカーに調べたい液体を入れ、酢酸を入れる。  
水に濡らした白い毛糸をビーカーに入れる。  
20～30分加熱して、毛糸を出すと…。



#### 食べ物の色の変化をみよう!

ニンジンやキュウリの皮、ブルーベリーに重曹(アルカリ性)クエン酸(酸性)を混ぜるとあら不思議～♪



### ●バスボムをつくってみよう!

材料は簡単に手に入ります。  
重曹にクエン酸、コーンスターチ  
後はお好みの色と好きな香りのエッセンス  
バニラにオレンジ、ラベンダーなど…。  
どの香りにしようかな～♥

## 出前講座を実施しています!

自治会や老人会、高齢者サロン等に出向いて、寸劇や替え歌、断り方の練習などを交えた楽しい講座を実施しています。講師派遣に係る費用は無料。

詳しくは県消費生活センター消費者啓発係までお問い合わせください。

(お申し込みは、原則開催希望日の2か月前までをお願いします。)

※「消費生活かるた」「消費者啓発ビデオ・DVD」の貸出も行っていきます。



## お知らせ

平成28年5月から愛媛県消費生活センターに **消費者教育推進専門員** を配置しました!

消費を社会問題として考え、学校でも『自ら考え行動する』『社会や環境のことを考えて行動する』消費者教育が求められています。講演会や演習など指導内容に合わせた出前講座の講師のあっせんのほか、消費者教育についてのご相談にも応じますので、ご活用ください。